本文に次の見出しを付す。

3．再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

①　太陽光発電による電気の調達

3．の前に、次のように加える。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第５条第１号に規定する事業を行う者である一般電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第２号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）及び同項第８号に規定する特定規模電気事業者（以下単に「特定規模電気事業者」という。）をいう。）について、法第５条第１項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1．非化石エネルギー源の利用の目標

①　一般電気事業者は、平成32年における非化石電源（エネルギー源として法第２条第２項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。）による発電量（他の者から調達した電気の量を含み、他の一般電気事業者等に供給した電気の量を除く。以下同じ。）の、すべての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を50％以上とすることを目標とする。ただし、原子力発電所の保有状況、平成22年度の供給計画（電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。以下同じ。）における平成22年度以降の電源開発に係る計画等を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる一般電気事業者については、平成22年度の供給計画における当該供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。

②　特定規模電気事業者は、平成32年における非化石電源比率を２％以上とすることを目標とする。

2．推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

一般電気事業者等は、非化石エネルギー源の利用を推進し、1．に定める非化石電源比率の目標の達成に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。とりわけ、原子力発電所に係る事項については、安全の確保を大前提とし、立地地域の住民を始めとする国民の理解を得つつ、取り組むものとする。

①　一般電気事業者は、原子力発電所の新増設には長期間を要するため、その着実な進捗を確保する上で計画的な取組の実施が重要であることにかんがみ、平成22年度の供給計画を含め、自ら計画している原子力発電所の新増設について、その進捗に支障が生じた場合には、当該支障を克服するための手段又は計画の遅延による影響を抑制するための手段を、広域的運営の観点も踏まえて検討すること。

②　一般電気事業者は、既設の原子力発電所の廃止措置を検討する際には、代替となる原子力発電所の建設の必要性も踏まえた計画的な電源開発のあり方について検討すること。

③　一般電気事業者は、原子力発電所の特性に応じて、より長期の運転期間の設定について検討すること。

④　一般電気事業者は、原子力発電所の運転実績向上に資するため、他の原子力発電所の運転を行っている事業者と運転及び保全活動に係る知見を共有し、活用するための取組を継続的に実施すること。

⑤　一般電気事業者は、保有する原子力発電所における設備利用率の平均値が、三箇年度続けて前年度を下回った場合（設備利用率の平均値が85％以上である場合を除く。）であって、かつ、全国平均値を下回った場合は、その原因を分析し、その結果に応じて、必要に応じて国とも連携しつつ、設備利用率向上のために必要な措置を検討すること。

⑥　一般電気事業者等は、経済性も考慮しつつ、法第２条第３項に規定する再生可能エネルギー源（以下単に「再生可能エネルギー源」という。）を利用した電源の新増設について検討すること。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

○経済産業省告示第二百四十号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日　　経済産業大臣　大畠　章宏

非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号。以下「令」という。）第５条第２号に規定する事業を行う者である一般ガス事業者等（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定する一般ガス事業者、同条第６項に規定するガス導管事業者及び同条第９項に規定する大口ガス事業者をいう。以下同じ。）について、法第５条第１項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

1．非化石エネルギー源の利用の目標

一般ガス事業者等は、平成27年において、一般ガス事業者等の供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす令第４条第７号に規定するバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の80％以上を利用することを目標とする。

2．推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

①　一般ガス事業者等は、下水汚泥、食品廃棄物等から発生するバイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を製造し、及び供給するため、定期的に、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を行うこととする。

②　一般ガス事業者等は、前号の調査により判明したバイオガスを利用するための技術的評価並びに経済性及び環境性の評価を実施し、その利用可能性を検証することとする。

③　一般ガス事業者等は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件、保安等の調達に係る条件を定め、公表することとする。

④　一般ガス事業者等は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量、性状等に係る分析等の手法の確立に取り組むこととする。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十九日から適用する。

○経済産業省告示第二百四十一号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第九条第一項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日　　経済産業大臣　大畠　章宏

化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第８項に規定する特定燃料製品供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第６条第１号に規定する事業を行う者である一般ガス事業者等（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定する一般ガス事業者、同条第６項に規定するガス導管事業者及び同条第９項に規定する大口ガス事業者をいう。以下同じ。）について、法第９条第１項の規定に基づき、化石エネルギー原料の有効な利用に関する一般ガス事業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。